

第2編 震災編

第2章 震災予防計画

第1節 震災に強いまちづくり

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 震災に強い都市空間	都市計画課、建築宅地課
2. 震災の予防	都市計画課、建築宅地課、道路課、上下水道課、関係各機関
3. 震災に強い市街地	都市計画課、建築宅地課、道路課、関係各課、消防組合
4. ライフライン施設	上下水道課、環境課、関係各機関、事業所
地震等における住民の生命の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、各対策事業を推進し、震災に強いまちづくりを総合的かつ計画的に推進する。	

1. 震災に強い都市空間

市域の土地は、現在及び将来にわたって限られた資源であり、生活及び生産の諸活動の共通基盤である。したがって長期的視野に立ち、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保とともに地震に強い都市空間の形成を図るものとする。

また必要に応じ、都市マスタープランの見直しをはじめとする市街化の動向等に応じた土地利用の見直しを行い、安全で快適な市街地の形成を図る。

防災対策	個別レベル	地区レベル	市レベル
倒壊防止対策	耐震診断・改修の実施	耐震診断の推進	危険建物に関する知識の普及、建築指導等の実施
火災・延焼防止対策（燃移り）	消火機器の設置 保守、点検の強化 火気周囲の不燃化	防災啓発活動の推進 防災組織の拡大・充実 消防設備の設置	防災を考慮した都市整備 延焼防止帯の整備 緊急車両の進入路の確保
拡大防止対策（建築物内）	耐火性能の向上、不燃化 消火装置の設置	防災訓練の継続・拡大 初期消火システムの構築	防災活動の継続・拡大 火災発生防止等の啓発
避難対策	避難口の確保 避難時間の確保	避難場所・避難所の確保 避難経路の確保	避難訓練の実施 避難誘導
救助対策	安否確認方法の確立	防災資機材庫の整備 緊急車両の進入路の確保	防災組織の拡充 防災資機材の確保
生活対策	飲料水、食料品の確保 非常用品の備蓄	地区防災活動拠点の整備 代替施設の確保 井戸等の地域資源の活用	生活必需品の備蓄整備 飲料水、食料品の確保

2. 震災の予防

平成23年の東日本大震災、昭和62年の千葉県東方沖地震を始め、家屋の一部損壊や塀の倒壊、液状化による地下埋設管の破壊などの地震災害に見舞われている。これらの地震対策を主とした自然災害の予防措置策は、まちづくりを進める上で重要な施策といえる。本市においては、耐震や地盤災害対策等を地震災害に対する事前対策として捉え、必要に応じ、国、県への働きかけを積極的に推進する。

(1) 土砂災害の防止

第3編風水害等編・第2章・第7節「1. 土砂災害警戒区域等」に準ずる。（風-2-9参照）

(2) 液状化危険地域での災害防止対策

防災アセスメント調査において、市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺などに液状化危険度の高い地盤があり、建築物、地下埋設物、土木構造物について防止対策の検討を行う。

また、建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、液状化対策や液状化リスクに関するパンフレットやハザードマップ等の配布により建築物や土地の所有者等へ地盤リスクを周知し、液状化対策に関する普及・啓発に努める。

3. 震災に強い市街地

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造建築物・耐（防）火壁等が、焼け止まりに寄与した要因として報告されている。

都市公園や緑地は、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要因として重要な役割を果たすだけでなく、火災時における延焼防止、あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保が、震災に強いまちづくりを推進するうえで重要な課題である。

(1) 都市施設の安全化

防災上重要となる公共土木施設は、日常の住民生活及び社会・経済活動、災害時の応急活動において重要な役割を果たす。

このため、本市及び防災関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の措置として、施設ごとに被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講ずるものとする。

不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム、庁舎等防災拠点建築物に重点を置き、積極的に耐震改修を促進する。

以下に、都市施設の安全化を推進するために必要な施策を示す。

ア 防火地域、準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域は、主として商業地域、近隣商業地域における建築物の構造を耐火建築物及び簡易耐火建築物に制限するもので、その地域全体の防災能力を高めることを目的として制定され、本市では白井駅、西白井駅の周辺及び桜台地区国道464号沿いの3地域(近隣商業地域39ha)が準防火地域として指定されている。

今後も、必要に応じて都市的な土地利用度が高く多くの人が集まる防災上重要な地域を中心に、県と協議のうえ防火地域及び準防火地域の指定を検討していくものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

市全域が建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されており、建築物の屋根不燃化措置等の延焼防止措置を指導する。

ウ 防災活動拠点施設の耐震対策

防災活動拠点施設については、本庁舎や消防庁舎は耐震化済みであり、今後は消防団施設などの昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物の優先的な対策を講ずる。

エ 地区防災活動拠点の耐震対策

地区防災活動拠点施設（小中学校、公民館等の出先機関）については、昭和56年の新耐震基準以前に建築された建築物の耐震化が完了している。

(2) 一般建築物の安全化

白井市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断、耐震改修の支援を積極的に推進する。あわせて家具の固定化、ブロック塀の倒壊防止や看板の落下防止対策等の広報を推進する。

(3) 防災空間の確保

都市における道路、公園・緑地等は災害防止、避難路、延焼遮断帯、避難場所、救護活動拠点など都市の安全性を確保するうえで重要な空間である。

市では、これまでも道路、公園・緑地の整備や公共空地の確保に努めてきているが、今後とも道路、都市公園等の維持・整備・拡充に努める。

ア 道路の整備

災害時に、避難路・輸送路となり、また延焼遮断帯としての機能を果たす道路の整備を推進する。

イ 都市公園の整備

災害時には、広いオープンスペースを利用し、避難場所、ヘリコプター臨時離着陸場、あるいは仮設住宅用地として重要な役割を果たす都市公園の新設、既設公園の充実を図る。白井地区には、防災機能を備えたオープンスペースの確保を推進する。

ウ 緑地の保全

市街地の緑地は、住民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、火災時の延焼遮断帯や避難場所などとして重要な役割を担っているため、緑地の保全を図る。

エ 農地の保全

本市の農地は、果樹園や水田を中心とした農業環境が維持され、良好な田園風景を形成している。防災上においても延焼防止や消防用水機能の他、被災者への食糧供給等の役割を担っており、今後とも農業振興地域の整備に関する法律等により保全を図る。

(4) 文化財等の災害予防

文化財は貴重な財産であり、保存のためには万全の配慮に基づいて、保護対策を推進する他、予想される各種災害対策の整備、指導を強化する。

特に次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ・所有者または管理者に対しての文化財保護についての指導及び助言
- ・防災施設の設置促進
- ・自主防災組織の育成及び指導

ア 施設設備等

文化財の種別に応じて適切に自動火災報知設備、漏電火災報知器、消火栓(防火貯水槽を含む)、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等のほか防火壁、防火帯の設置を推進するとともに、耐火性の高い収蔵庫等の建設についても検討する。

イ 現地指導

現地巡回視察等により防災上必要な勧告、助言、指導を行う。

ウ 保護思想の普及及び訓練

(ア) 文化財保護週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火、防災の趣旨を周知する。

(イ) 印西地区消防組合は、文化財について防火査察、防火訓練あるいは図上訓練の実施を行う。

4. ライフライン施設

各生活関連施設について、耐震性の強化を中心として、地震に強い施設の整備を進める。

また、市北部の金山落、神崎川、二重川沿いや手賀沼周辺に液状化危険度が高い地盤があり、現在は主として水田として利用されている。建物の建設に制限をかけるとともに、ライフライン施設についても液状化に強い対策を推進していくものとする。

各ライフライン企業は防災業務計画、本計画及び県地域防災計画等に基づき施設の安全化に努

めるものとする。また、千葉県ライフライン対策連絡協議会等を通じてライフライン機関相互の連携を強化する。

(1) 上水道施設の安全化

水は災害時において消火や生命維持の飲用水として最重要であり、重要管路や老朽施設の更新に当たっては被災しにくくするよう努める。

なお、市営と県営双方が協力して一体的に対策を推進する。

ア 水道施設・設備の整備及び安全性の確保として、水道施設ごとに優先度を検討し、施設の新設・改良計画に合わせ水道施設の災害予防対策を推進する。

イ 老朽管の布設替え及び配水幹線のループ化並びに配水支管網のブロック化を推進する。

ウ 地震や液状化の対策として耐震継手管等への改修を推進する。

エ 隣接水道事業体との緊急連絡管の整備保守に努める。

オ 復旧資材の備蓄を行う。

カ 水道管路図、給水台帳等の複製化整備を行う。

上水道の状況

区分	給水区域内人口(人)	給水戸数(人)	給水人口(人)	普及率(%)	配水量(m ³)			
					年間総量	1日最大	1日平均	
令和4年度	市営	23,846	8,069	19,656	82.4	1,773,215	5,486	4,858
	県営	35,786	14,648	35,769	100.0	3,658,531	10,848	10,023

(資料:「令和5年版 統計しろい」)

(2) 下水道の安全化

災害による被害を最小限にとどめるため、市は施設及び管渠の点検、維持・管理、補修・改修を推進する。

ア 重要施設の耐震性の強化

(ア) ポンプ場施設等

電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の維持管理に努める。

(イ) 管路施設

既存の幹線管路等については、更新時に耐震性を確保する。また、未整備地域については、国土交通省の耐震設計指針に基づき整備を図る。

イ 安全性の確保対策

(ア) 下水道台帳の整備

災害発生時における被害調査、復旧時の対策に迅速に対応できるよう下水道台帳の複製化整備を図る。

(イ) 災害対策資材の備蓄

通常の維持管理用資材だけでは不足が予想されるため、資機材の備蓄に努める。

(ウ) 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を推進する。

(エ) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良箇所を早期発見に努める。

(3) 東京電力パワーグリッド株式会社

防災業務計画により、送電設備・配電設備、変電設備の耐震性を確保する。

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

- (4) 東京ガスネットワーク株式会社、京葉ガス株式会社
防災業務計画により、施設の機能の確保、ガス工作物の巡視・点検・検査等を推進する。
- (5) 東日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ
防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化を図る。また、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。
- (6) KDDI株式会社
防災業務計画により、通信設備等に対する防災設計、通信網等の整備を推進する。
- (7) ソフトバンク株式会社
防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。
- (8) 楽天モバイル株式会社
防災業務計画により、電気通信設備等の高信頼化、電気通信システムの高信頼化、電気通信システムに関するデータベース等の防災化を推進する。
- (9) 日本郵便株式会社
防災業務計画に基づき、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。
- (10) 代替エネルギー源の確保
震災によりライフラインが被災すると、住民生活等に多大な支障が及ぶ。本市では自然エネルギー等の自立・分散型エネルギーの利用推進について環境関連施策の一環として普及促進に取り組むよう努める。
また、代替エネルギー源を確保することで、災害時の二次被害・混乱等が軽減されることが考えられることから、避難施設や防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討する。
ア 太陽エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型電源エネルギーの利用促進
イ その他自然エネルギーの調査・研究

第2節 防災体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 事前の体制づくり	危機管理課、各課
2. 職員初動マニュアルの整備	危機管理課
3. 各課配備体制の更新と報告	各課
4. 広域防災体制の連携強化	危機管理課
5. 防災活動拠点の自立性構築	危機管理課、各課
6. 業務継続体制の確保	危機管理課、総務課、各課
7. 受援体制の促進	総務課、危機管理課、各課
8. 地区防災計画の普及	危機管理課

初動時における市職員の参集、災害対策本部の設置等、地震発生時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。また、一つの市町村の対応力を上回る大規模震災に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、相互応援体制に基づき平常時に共同で実施する事業等について定める。

1. 事前の体制づくり

(1) 事前の体制づくり

災害時において県や防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ県や防災関係機関から派遣される情報連絡員（リエゾン等）の役割、要請手続き、要請内容、経費負担等に関する事前協議を実施し、その内容を職員に周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等に努める。

また、大規模地震の場合、発災当初より物資の調達が困難になることから、災害対策本部の非常用電源及び燃料の確保、職員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄及び調達体制の確立に努める。

(2) 危機管理意識の醸成

災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」、「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則って迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修を行うとともに、日ごろから、国、県、防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。

2. 職員初動マニュアルの整備

各々の職員が地震発生直後に迅速に初動体制が確立されるよう、常時携帯を前提とした職員初動マニュアルを整備し、周知徹底を図る。

初動マニュアルの主な内容を以下に示す。

- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 災害時における体制（動員配備体制・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書（携帯品等）
- 救急医療に関する基礎知識

3. 各課配備体制の更新と報告

災害時に的確な対応ができるよう、避難所直行職員を指名するほか、各課において機構改革や人

事異動、地域防災計画見直し等の変化に応じた配備体制（配備レベルごとの動員職員名簿）の更新を図り、少なくとも年に一度定期的に防災担当（危機管理課）まで報告する。

また、更新内容等について、できるだけ対策部内での情報共有を図り、相互の連携を密に図ることを心がける。

4. 広域防災体制の連携強化

市及び印西地区消防組合や印旛利根川水防事務組合等は、広域防災体制の連携強化を図るため、相互応援に関する協定等を締結し、以下の事項を中心とする広域的な相互応援体制の確立を推進する。

大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結を促進するとともに、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

- (1) 広域相互応援防災体制の確立や連携について
- (2) 避難所の相互利用の検討や、応援の受け入れ体制等の具体策について
- (3) 共同防災訓練の定期的な実施について
- (4) 防災資機材、備蓄物資等の共同設置や保全について
- (5) 防災に関する体験・展示施設を備えた防災教育施設の設置や、防災講演会などの防災啓発活動の共同実施について
- (6) 他自治体への見舞金支給等について
- (7) 防災共同研究体制の整備について
- (8) その他防災対策上必要な事項

5. 防災活動拠点の自立性構築

- (1) 防災活動拠点の自立性構築

市役所等防災活動拠点の施設・設備について、再生可能エネルギーの活用を含め自家発電設備の整備を図り、72時間の発電が可能となるような燃料の備蓄を検討する。

通信機器は、非常用電源を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の習熟徹底、耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。

白井市の主な防災活動拠点

種類	予定施設
災害対策本部室	・市本庁舎 ※代替候補：保健福祉センター、文化センター
指定緊急避難場所	・公園広場、小中学校、高校、公民館等の出先機関など
指定避難所	・小中学校、高校、公民館等の出先機関など
福祉避難所	・福祉センター、公立保育園 ・その他災害協定を締結した福祉施設など
一時滞在施設 (帰宅困難者用)	・西白井複合センター（西白井駅付近） ・白井駅前センター（白井駅付近） ・白井高等学校（白井駅付近）
救護所	・保健福祉センター ・その他災害医療協力病院前など
応援隊受入拠点	・文化センター（図書館棟）
物資集積所	・文化センター（玄関ホール、大ホール）

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

【資料編（巻末）】白井市災害協定集

(2) 市役所災害対策本部室等の整備

地震等の災害時に、迅速に災害対策本部室（本部会議室・災害対策室）を設置し、災害の終息までの間、指揮命令の中核拠点として機能できる施設及び設備等を整備する。

整備に当たっては、災害対策本部員、本部事務局員、本部連絡員、防災行政無線や防災関連システムを集約、若しくは近接した配置とし、専用空調設備、非常用電源システム等の他、必要な事務機器（情報端末、印刷機など）の整備を行う。また、職員のための飲料水、食料、機材、簡易トイレ等の備蓄及び仮眠室等の整備を図る。

6. 業務継続体制の確保

市は、災害時の応急対策の実施とともに、優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画（災害編、平成30年11月作成）及びICT業務継続計画を推進し、災害時における市の業務継続体制の確保に努める。

7. 受援体制の促進

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ体制及び必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行うものとする。

(1) 受援体制の確立

各部の受援担当者は、応急措置の実施に必要な職員や資機材等の不足状況、協定団体への協力要請及び受け入れ状況（震災編・第3章・第4節「7. その他の団体・企業等に対する協力要請」震-3-26 参照）を総務班・応援班に適宜報告する。

総務班・応援班は、各部の職員等の過不足や応援協力の受け入れの状況を取りまとめ、補完方法（庁内での人員シフト、県や他市町村への応援要請又は自衛隊の災害派遣等）を各部の受援担当者と協議、調整する。また、県や他市町村への応援要請により必要な職員等を確保できた場合は、該当する部の受援担当者に紹介する。

(2) 応援隊活動拠点等の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い、災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて本部室内に応援隊責任者の席を設置する。

また、応援隊員が朝礼や全体会議等を行う活動拠点（候補施設：文化センター）を確保する。

(3) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない周辺公共施設とする。また、ホテル、旅館等をあつせんする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により市内で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼して確保する。

(4) 車両集結場所等の確保

ア 本部、宿泊場所等に隣接したグラウンド、空き地を駐車場として確保して提供する。

イ 不足の場合は状況に応じて直近の公共用地、民間の駐車場等の借り上げにより確保する。

(5) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(6) 食料の確保

他市町村、消防機関等の災害応援隊には、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

また、長期化する場合などは、食料や炊事施設の提供を行う。

(7) 広域防災拠点との連携

県は被災状況等に応じて広域防災拠点に指定している施設から救援部隊等の受入れ施設を開設することから、市はこれらの広域防災拠点と連携した受け入れ体制を確保する。

対象地域	種別	施設名	備考（用途）
成田・印西ゾーン	広域活動拠点等 （救援部隊の受入れ）	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
	災害拠点病院等 （DMATの受入れ、重傷者の航空機搬送等）	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院	広域災害医療拠点
	広域物資拠点（物資の管理、市の物資集積拠点への輸送）	民間営業倉庫	
千葉地域	広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター	

(8) 受援計画の策定

大規模震災時等には、迅速な災害応急対策の実施とともに、継続すべき通常業務への対応も必要であり、また、職員の被災などによる行政機能の低下が懸念されるため、あらかじめ、支援を要する業務、受入体制等を定めた受援計画の策定に努める。

8. 地区防災計画の普及

地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画づくりを自治会、自主防災組織に普及し、計画的な防災活動を促進する。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画事例集を活用し、地区防災

計画の作成方法、手順、提案の手続き等を周知、啓発する。

第3節 情報連絡体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 情報の収集・連絡体制	危機管理課、各課、関係機関
2. 通信設備の点検と予防措置	危機管理課、関係機関
3. 通信設備の整備	危機管理課、総務課、消防組合、県、電気通信事業者

有線通信手段が途絶した事態においても、市域の被害状況を的確に把握し必要な対策を行うため、情報の収集・連絡体制の整備、通信手段の整備及びその保守等について必要な事項を定める。

1. 情報の収集・連絡体制

情報の収集連絡体制について平常時から住民・自主防災組織・関係機関との連携を深め、災害時に迅速かつ正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努める。

- (1) 被害調査における住民や自主防災組織との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関の連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 防災行政無線取扱者の育成と、訓練等を通じた各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線従事者との協力体制の確立

2. 通信設備の点検と予防措置

次に掲げる事項について、必要な措置に努める。

- (1) 定期的（1年1回以上）な点検及び清掃
- (2) 梅雨、台風時期前の点検強化
- (3) 発電機の点検及び清掃
- (4) 予備品の点検
- (5) 不良箇所発見の際の即時修理
- (6) 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる場所と建物の選定
- (7) 基地局には、自家発電装置（最低72時間分の非常用電源及び燃料）を設置

3. 通信設備の整備

大規模災害時には、通信機器の破損等、不測の事態が発生する恐れがあることから、以下の設備等の整備に務め、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図る。

- 市内の防災活動拠点や防災関係機関への双方向通信が可能な機器の整備
- 市防災行政無線及び主要避難施設への通信施設の整備
- 衛星携帯電話、MCA無線、IP無線等移動系の通信機器の充実
- 市防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用、防災ラジオ（戸別受信機）の導入
- 周辺自治体との非常通信手段の充実
- パソコンやデジタルカメラ及びカメラ付き携帯電話など情報整理を迅速に行う機器の充実
- インターネット、電子メール等を活用した情報の受発信の強化
- Wi-Fiスポットの整備
- 特設公衆電話の事前配備

(1) 白井市防災行政無線

ア 固定系（親局・子局）

現在は、市役所に親局（主制御装置）、印西地区消防組合消防本部に遠隔制御装置を置き、

市内の子局(市内81ヶ所)から避難情報等の災害情報の一斉伝達を行っている。

住宅地の増加や高層ビルの建築等による環境の変化、住宅の防音性能の向上等により、情報伝達の向上・改善を図る必要があるため、子局の追加、配置の見直し、屋外スピーカーの更新、戸別受信機の追加等、防災行政無線の更新・整備を図る。

更新・整備にあたっては、避難所等の災害拠点との双方向通信や多様化・高度化する通信ニーズに対応するため、デジタル無線等への更新を図るものとする。

イ 移動系

災害時は市役所の基地局と各移動局(車載型・携帯型)との間で、災害情報の収集や指令等に使用している。今後は避難所等へ通信機器の整備を図るとともに、アナログ無線からデジタル無線等への移行を図る。

(2) 千葉県防災行政無線等

災害時における県庁と県出先機関、市町村等との間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の各種情報を関係機関や住民に提供している。(千葉県防災情報システム)

また、県、市が入力した避難情報等、避難所情報、災害対策本部設置情報を、Lアラート(災害情報共有システム)を通じて各報道機関へ発信する。

(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、震災時に初動体制の迅速な確立を図るため、県内全市町に計測震度計を設置するとともに、(国研)防災科学技術研究所や気象庁、千葉市及び松戸市が設置した計測震度計の82観測点の震度情報をオンラインで収集する「震度情報ネットワークシステム」を運用している。

(4) 災害時優先電話

震災により、電話を利用するにあたり通信の輻輳や混信等が予想されるため、災害時の情報通信に使用する指定電話をあらかじめ定め、窓口の統一を図り、指定電話を平常業務に使用することを制限する。なお、災害時の優先電話は、電気通信事業者へ事前に登録を受けておくものとする。

(5) 特設公衆電話の事前配備

災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、無料で利用できる特設公衆電話の事前配備を図る。

(6) 防災メール等の登録促進及び情報入力の一元化

市の防災情報を携帯電話等に配信する「しろいメール配信サービス」、「市の公式LINEアカウント」、気象警報などを県が配信する「ちば防災メール」、ヤフーとの災害協定により市からの緊急防災情報を含む各種防災速報を配信する「Yahoo!防災速報」等のアプリの登録を、住民等に普及する。また、これらのメールや緊急速報メール(エリアメール)を一元的に実施できる環境を整備する。

(7) 非常通信体制の充実強化

災害時に自己所有の無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に電波法第52条の規定による非常通信を活用するため、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じ、非常通信体制の充実強化に努める。

第4節 救助・救急・医療体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 医療救護体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関
2. 救助・救急知識の普及	人事課、消防組合
3. 傷病者搬送体制の整備	健康課、保険年金課、消防組合、医療機関

震災時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、災害医療体制の整備について必要な事項を定める。医療救護活動において、市単独で処理不可能な場合は近隣市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施する。災害救助法が適用された場合は県知事が主体となって対応する。

1. 医療救護体制の整備

(1) 医療救護の体系

市は、関係機関と連携し、次のとおり医療救護体制を整備する。

市	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置 ○応急処置用の資器材や医薬品の備蓄、整備 ○市医療救護本部の設置及び職員動員体制の確立 ○県合同救護本部（印旛保健所）との連携体制の整備
（公社）印旛市郡医師会 （公社）印旛郡市歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班の派遣体制の整備 ○災害医療体制の確立 ○医療機関連携体制の整備
（一社）印旛郡市薬剤師会	○救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力

(2) 市医療救護本部、救護所の設置・運営体制の整備

多数の傷病者が発生した場合には、白井市保健福祉センターに市医療救護本部を設置するほか、保健福祉センター又は災害医療協力病院前に救護所を設置するため、印旛市郡医師会等と連携して必要な体制等を整備する。

(3) 医療救護班の派遣体制の整備

市は、印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会と協力し、あらかじめ医療救護班の編成等、医師、歯科医師、看護師及び市職員の派遣体制について具体化を図るよう努める。

(4) 救護所における医薬品・医療資器材の供給体制の整備への協力

市は、印旛郡市薬剤師会等と連携し、救護所等で使用する医薬品や医療資器材の確保体制について事前に検討するよう努める。

2. 救助・救急知識の普及

各関係機関は、災害時の救助・救急活動について、市職員・住民と協力して活動ができるよう、その知識の普及、意識の向上を図る。

(1) 市職員への教育

市は職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。

(2) 住民に対する啓発活動の実施

応急手当など住民への救護に関する知識の普及、意識の向上を図り、災害初期医療の充実とともに住民の防災意識の高揚を図る。

- ア 自主防災組織で応急救護活動の中心となる人材を対象とするリーダー講習会
- イ 自治会、事業所、活動サークル等、グループ単位での一般講習会

3. 傷病者搬送体制の整備

- (1) 医療機関との連携体制の整備
救護所の後方医療機関として、事前に関係機関と協議し、搬送体制の整備に努める。

第5節 地震火災の防止

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 出火防止	消防組合、消防団、危機管理課
2. 初期消火	消防組合、消防団、危機管理課
3. 消防力の強化	消防組合、消防団、危機管理課

火災は、震災時においても被害拡大の大きな要因になるので、印西地区消防組合消防計画に基づいて初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策、消防資機材の整備等による消防力の充実強化について必要な事項を定める。

1. 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自治会・町内会等、自主防災組織等の各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者選任義務対象の防火対象物には、防火管理者を選任し、消防計画を作成するよう徹底を図る。また、その他の防火対象物についても地震に対する事前対策と災害時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。特に、宿泊施設及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の統括防火管理者が中心となった防災体制がとれるように指導する。

多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、自衛消防組織の設置とともに防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、消防訓練の実施を行うよう徹底を図る。なお、管理権原の分かれているものについては、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、消防訓練の実施を行うよう指導する。

ウ 予防査察の強化指導

消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査の強化に努め、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

エ 消防同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

オ 火災警報器等の設置

消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器の設置及び維持・管理を指導し、設置率の向上を図る。

カ 感震ブレーカーの設置

復電時等における電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及や自宅か

ら避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物保安監督者は、消防法の規定に基づき、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えること。

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者・管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

【資料編】危険物製造所等の件数

(3) 化学薬品等の出火防止

化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

ア 火災予防運動を住民等に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施

イ 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

ウ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

エ 商店街、学校、保育園、大規模小売店舗等の消防訓練

2. 初期消火

家庭及び職場での初期消火に備えるため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3. 消防力の強化

市及び印西地区消防組合は、同時多発火災、交通障害等により常備消防による消防活動が困難となる場合に備え、災害に対処するため、次により消防力の強化を図る。

(1) 消防団組織の育成強化

ア 消防団と自主防災組織との連携強化

イ 住民・事業所等が参加しやすい活動環境を勘案した機能別消防団員制度や女性団員の積極的な登用等による消防団の活性化

ウ 消防団員の待遇や福利厚生の実施

エ 消防団協力事業所表示制度の普及による事業所の消防団活動の協力確保

【資料編】白井市消防団組織図

(2) 化学物質災害対策の強化

近年は多種の化学物質が生産され、それらを積載した車両等の事故により漏洩物質から有毒ガスが発生するなど、物質の特定や対処などを迅速に講ずる必要がでてきている。そのため印西地区消防組合は関係機関と連携し、化学物質のデータベースなどの整備に努める。

(3) 消防用施設の整備

ア 消防庁舎

消防庁舎については、印西地区消防組合総合計画に基づいて実施する。

イ 消防車両

車両及び資機材は耐用年数等を考慮して、計画的に整備を図る。

ウ 消防団の施設・資機材等

(7) 消防団の消防ポンプ等の計画的な整備

(イ) 消防団拠点施設の整備

エ 消防通信施設の整備

(7) 消防本部通信網

(イ) 消防団通信網

【資料編】消防団消防車両配備一覧

(4) 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づいて、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、地域の実情にあった効果的な配置に努める。また、開発行為を行う事業者に対しては、実情に合わせた防火水槽の設置指導を行う。

ア 防火水槽

防火水槽については各地域で消防水利の充足率の低いところへ計画的に整備を図る。

イ 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

【資料編】消防水利状況

第6節 要配慮者の安全確保

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難行動要支援者	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康課、市民活動支援課、企画政策課、危機管理課、市社会福祉協議会
2. 社会福祉施設等	社会福祉課、高齢者福祉課、保育課、各施設管理者
3. 外国人等	危機管理課、企画政策課
<p>高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時の避難等に特別な配慮を必要とする避難行動要支援者等の安全確保を図るため、必要な事項を定める。また各種支援体制については、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」、「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」（県）等に基づいて整備に努める。</p>	

1. 避難行動要支援者

迅速な避難行動ができない高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の避難行動要支援者の救済基盤となるものである。

このため、「白井市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づいて市内の避難行動要支援者名簿を作成し、関係者と連携して避難支援体制の整備を図る。また、災害により庁舎が被災した場合等にも名簿の活用に支障がないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて地域防災計画に定める重要事項は次のとおりである。

避難支援の重要事項

項目	内容
避難行動要支援者名簿に掲載する者	<ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳を所持する方 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい ・聴覚障がい ・上肢機能障がい（1級から2級） ・下肢、体幹機能障がい（1級から3級） ・呼吸器機能障がい（1級から2級） ② 療育手帳を所持する方（A又はA） ③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方（1級） ④ 介護認定者のうち要介護度が3以上の方 ⑤ 上記のほか、避難支援を必要とする方（自ら申請が必要）
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ① 自主防災組織（防災会） ② 自治会 ③ 民生委員 ④ 社会福祉協議会など
名簿に掲載する個人情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 氏名 ② 生年月日 ③ 性別 ④ 住所又は居所 ⑤ 本人の連絡先（電話番号） ⑥ 緊急時の連絡先 ⑦ 避難支援等を必要とする事由 ⑧ 必要とする支援内容 ⑨ 自治会名・行政区名
個人情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民課の住民基本台帳 ② 障害福祉課の障がい者情報（身体、知的、精神） ③ 高齢者福祉課の要介護者情報

項目	内容
名簿の更新	○ 定期的（年1回以上） ○ 名簿の修正、削除、新規追加については随時実施
名簿情報の提供における情報漏洩防止措置	○ 避難支援等関係者は、名簿を施錠可能な場所に保管し、情報共有等のために複写する際にも必要最小限の枚数にする。 また、名簿管理者の交代があった際には、所定の様式により速やかに市へ届け出るとともに、名簿の管理等について新任者へ十分な引き継ぎを行なう。 ○ 市は、名簿提供の際に避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する名簿は、バックアップ、適正管理を徹底する。
配慮を要する者の円滑な避難のための情報伝達の配慮	○ 市は避難支援等関係者と可能な限り連絡を取り合う。 ○ その他、「(5) 情報伝達・避難誘導」参照

(1) 地域ぐるみの支援協力体制

ア 支援・協力体制の確立

県及び社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障がい者等に対する声かけ運動や安否確認など、平常時から支援・協力体制を確立するよう努める。

市は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を中心とする地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりに努める。体制づくりにあたっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置づける。

イ 避難行動要支援者の実態把握

(ア) 避難行動要支援者の所在地を図面に記入するなど実態把握に努める。調査にあたっては、プライバシーに配慮し、民生委員・児童委員、自治会長等と十分な連携を図る。

(イ) 実態把握した名簿は、本人や家族の同意を得て避難支援等関係者と共有し、情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を行う。

(2) 住宅の安全性向上

高齢者や障がい者等にとって避難は容易でないため、避難行動要支援者の住宅の安全性の向上を目的に、住宅改良の低利融資や助成などに努める。

また、家の中の安全対策として家具転倒防止金具等の設置は有効な手段であることから、家具転倒防止金具等の設置について周知する。

(3) 個別避難支援プラン（個別避難計画）の作成等

市は、避難支援等関係者への名簿情報の提供について本人の同意を得た方を対象とし、避難支援等関係者と連携して個別避難計画の作成に努める。

作成にあたっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打ち合わせを行いながら作成する。

また、避難行動要支援者全体に計画が作成されるように、状況によっては自主防災組織等の避難支援等関係者が記入する形態での個別避難計画の作成も進める。

なお、個別避難計画は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づいて次のとおり運用する。

項目	内容
個別避難計画に掲載する事項	① 避難行動要支援者名簿情報 ② 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先 ③ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ④ その他市が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮等）
計画の更新	○ 避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難行動の変更等に応じて随時実施
個別避難計画情報の提供	○ 避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得た上で、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。
個別避難計画情報の提供における情報漏洩防止措置	○ 個別避難計画情報の提供を受けた避難支援等関係者は、個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するなど情報漏洩防止を徹底し、知り得た秘密を漏らしてはならない。 ○ 市は、個別避難計画情報提供の際に避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏洩防止について必要な措置を講ずるほか、個人情報の取り扱いに関する守秘義務を説明する。 また、市で保管する個別避難計画は、バックアップ、適正管理を徹底する。
避難支援等関係者の安全確保	○ 個別避難計画の作成の際、避難支援は、避難支援等関係者自身の安全確保が最優先となり、避難支援等関係者が直ちに支援に来られない場合があることを避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解する。
地区防災計画との整合	○ 地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるように、個別避難計画で定めた避難支援の役割分担及び支援内容と整合が図られるようにするとともに、一体的な運用が図られるように努める。

(4) 災害準備ノート作成

人工呼吸器を使用している要配慮者については、平時に支援をしている関係者を中心に災害準備ノートを作成する。

(5) 情報伝達・避難誘導

ア 情報の伝達

震災発生直後の避難行動要支援者への情報伝達・避難誘導等は、迅速性が特に重要なので、近隣住民や自主防災組織が担う必要がある。自治会、自主防災組織、民生委員等が中心となり、日頃より避難行動要支援者の保護を優先した共助意識の向上に努め、確実な情報伝達を行う。

イ 伝達的手段

情報の伝達手段は、電子メールや受信メールを読み上げる携帯電話、フリーハンド用機器を備えた携帯電話等、障がいの状況に応じた手段により伝達する。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、情報を伝達する。

ウ 避難支援の優先順位

避難行動要支援者が多数で、避難支援等関係者の支援能力を上回る場合は、支援の緊急性、家族等の状況、住宅の災害リスク等を考慮して支援順位を検討する。

(6) 防災設備等の整備

市及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚・聴覚障がい者等の安全を確保するため、緊急通報システムや文字放送受信装置の普及に努めるとともに、在宅での安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知機等の設置の推進に努める。

(7) 避難施設等の整備

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品、障がい特性に応じた障がい者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、アレルギー対応食品などの避難施設への配備に努める。

また、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。

(8) 防災教育・訓練等

ア 防災教育・訓練の実施

県等と連携し、避難行動要支援者向けパンフレット作成等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、一般住民に対しても避難行動要支援者への災害時の支援について普及や意識の向上に努める。

イ 防災資機材等の整備

自主防災組織が必要とされる避難行動要支援者のための防災資機材等を整備する際の支援制度の整備に努める。

2. 社会福祉施設等

社会福祉施設、老人保健施設、幼稚園、保育所、避難所、病院等の管理者は、施設そのものの安全性を確保するとともに、次の事項に留意し、災害時における安全確保に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類、簡易トイレ等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制の整備

ア 自衛のための防災組織の設置

防火管理者のもとに施設の職員により構成する自衛のための防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班、誘導班、救護班、救急物資班等を置き、業務を分担する。

イ 情報連絡・応援体制の確保

市役所、消防署等の防災関係機関との非常通信設備（戸別受信機等）の整備に努めるほか、施設の内部構造、入所者の実態等を把握し避難支援等、協力体制の確立に努める。

ウ 夜間体制の充実

夜間に発生する震災に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等を総合的に勘案し、夜間対応職員の配置及び非常参集体制の確立に努める。

(3) 物資・マンパワーの確保

ア 食料品・避難生活用物資等の確保

施設管理者は、入所者の実態に合わせ、2・3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用トイレ、避難生活用具等の備蓄に努める。また、必要により給水用井戸、耐震性貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努める。

イ 地域住民等との協力体制の形成

職員の緊急連絡体制を整備し、マンパワーの確保に努めるほか、地域住民、民間ボランテ

ィア、近隣施設等から協力を得られるよう日頃から協力体制の形成に努める。

(4) 防災教育・訓練

職員・入所者等に対し日頃から防災意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練の実施に努める。実施に当たっては、地域の自主防災組織や消防機関の参加を求め、自力避難困難者の避難・救助訓練、夜間における避難等に重点を置く。

(5) 入所者等の緊急受入れ体制の確立

ア 施設間の連絡体制等、ネットワーク形成に努める。

イ 社会福祉施設等は、近隣の施設と相互協力関係を結び受け入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

3. 外国人等

外国人等に配慮した避難場所・避難所や避難経路の表示、緊急時の避難方法、防災知識の普及等、自ら災害へ対応できる防災環境づくりに努める。

(1) 避難場所・避難所及び避難経路の周知

市内に居住する外国人等に対する避難場所・避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(2) 外国人等の状況把握及び支援体制の整備

市内における外国人等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域住民による情報収集・連絡体制や避難誘導に対する支援体制の整備に努める。

(3) 外国人被災者への情報提供体制の整備

通訳ボランティアと連携して避難所における外国人への情報提供体制の整備に努める。また、多言語の災害広報、県の語学ボランティア派遣制度の活用を検討する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成、配布、防災教育、防災訓練等への外国人等の参加推進などを通じて、防災知識の普及に努める。

第7節 緊急輸送体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 緊急輸送道路の指定	危機管理課、道路課
2. 輸送体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
3. 緊急通行車両	危機管理課、公共施設マネジメント課
震災発生時に救助・救急・医療活動、緊急物資の輸送等を迅速に実施し、被害の発生と拡大の防止を図るための輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。	

1. 緊急輸送道路の指定

市は、県の緊急輸送道路及び物資集積拠点や避難所等の防災拠点となる施設を結ぶ道路を、市緊急輸送道路として指定し整備を推進する。

2. 輸送体制の整備

(1) 物資集積拠点の整備

市は救援物資の受け入れ及び管理を行うための物資集積拠点を指定し、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所等の整備を推進する。

(2) ヘリコプター臨時離着陸場の指定

市は物資輸送や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離着陸場の指定及び見直しを図る。その際、避難所や応援部隊の集結地など機能の異なる防災拠点と重複しないよう留意する。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

(3) 車両等の確保体制の整備

市は災害発生時の物資の輸送等をするために必要な車両及び燃料の調達体制を整備する。

3. 緊急通行車両

市は、公安委員会に対し、市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を申請する。

公安委員会に緊急通行車両に該当すると認められた際は、標章及び確認証明書の交付を受ける。

標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための車両であることの確認を受ける。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害時に当該車両に対して緊急通行車両標章が円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行う。

第8節 避難収容体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 避難体制の整備	危機管理課、道路課、施設管理者
2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定	危機管理課
3. 指定避難所等の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、教育総務課、関係各課
4. 家庭動物対策	危機管理課、環境課
5. 避難所の開設・運営	危機管理課、総務課、教育総務課、生涯学習課、市民活動支援課、施設管理者
6. 応急仮設住宅の用地確保	建築宅地課

震災に備え、住民の安全確保を図るための避難路や指定緊急避難場所・指定避難所の確保とともに、自宅での生活が困難となった被災者に対し、迅速な救援救護を図るための避難施設の確保や応急仮設住宅等について必要な事項を定める。なお避難所の運営方針等については県の「災害時における避難所運営の手引き」に準拠する。

1. 避難体制の整備

(1) 避難情報の広報体制

- ア 関係機関と連携し危険箇所等の公表と指定緊急避難場所について、住民への周知徹底に努める。
- イ 警戒基準・避難基準の設定を行い、自治会、自主防災組織等と連携して地区住民の自主的判断による警戒・避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。
- ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等に安全に避難できるように、ハザードマップの配布や広報紙記載などのほか、防災訓練等と関連づけるなど、日頃から住民に対して避難経路の検討の普及に努めるとともに、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。
- エ 避難行動要支援者の避難支援については自治会、自主防災組織等が中心となって地区単位レベルで具体的な行動計画をまとめるよう努める。

(2) 広域避難体制

- 甚大な被害が発生した場合に備え、広域的な避難に関する近隣自治体等との協定締結を検討する。
- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在等の情報を避難元と避難先の地方自治体が共有する仕組みを検討する。

(3) 避難経路の整備

- 適切な位置への誘導標識の設置を推進していくとともに、避難経路の安全性確保のため道路(歩道)の拡幅や、ブロック塀の生垣化、落下の恐れのある看板除去等に努める。
- また、外国人の避難に配慮し、誘導標識の多言語化を推進する。

(4) 防災上特に注意を要する施設の避難対策

- 学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設、老人保健施設、大規模小売店、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮した避難計画の策定に努める。

- ア 最寄りの指定緊急避難場所の確認
- イ 避難指示・伝達の方法、集団的に避難する場合の避難経路、誘導方法等
- ウ 入院患者、自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難支援方法

(5) 在宅避難の推奨

大規模震災時等に住民が避難所に殺到することで、本来、収容すべき避難者が避難所に入れないことのないように、住宅が危険ではない被災者には在宅避難を推奨する。また、自主防災組織の避難所運営の実働訓練等の機会に、地域住民へ在宅避難者にも食料、物資の提供等の支援が行われることなどの啓発を実施する。

2. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

現在指定している避難場所や避難所は、人口や災害危険性の変化に応じて逐次見直しを行うとともに、要配慮者に配慮した見直しについても検討する。

併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ検討する。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

火災の延焼拡大や余震による二次被害、風水害等から住民等の身の安全を確保するとともに、住宅被災者の一時滞在所を確保するため、公共施設等を指定緊急避難場所及び指定避難所に指定し、県に通知する。

また、指定に当たっては、災害対策基本法、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和4年4月改訂）、並びに「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、令和6年3月）により適性を評価する。

市指定の避難場所・避難所は、次の3種類とする。

ア 指定緊急避難場所

災害の種類ごとにその危険から安全が確保され、災害時に迅速に開放することが可能で安全な施設を、施設管理者の同意を得て指定する。

イ 指定一般避難所

住宅被災者等を滞在させるために必要な規模及び速やかに被災者を受け入れることが可能な構造と設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な施設を、施設管理者の同意を得て指定する。

なお、緊急避難場所と避難所は相互に兼ねることができる。

ウ 指定福祉避難所

一般の避難所での生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に対する特別な配慮として、福祉センター及び保育園を福祉避難所とする。

【資料編】指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の相互利用

指定緊急避難場所・指定避難所の不足を想定し、また、市境付近の住民の円滑な避難を考慮し、隣接市との避難場所・避難所の相互利用について協力体制の確立に努める。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況、指定避難所の収容人数、家庭動物の受入れ方法、指定緊急避難場所と指定避難所の違い、内閣府の「避難行動判定フロー」を活用した緊急避難先の確認等を住民等に周知する。

大規模な災害時には、避難所の収容能力を超える避難者が殺到することが想定される。日頃

から地域住民に対し、避難所等へ避難しなくても自活できる環境の整備、物資の備蓄、自宅の被害が軽微な場合は在宅避難へと誘導することなどを周知・啓発するとともに、災害時には避難所の開設状況や混雑状況等をホームページ等で周知する。

その際、在宅避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られることを周知する。

(4) 福祉避難所への直接避難が必要な要配慮者の指定

福祉避難所で受入れべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示し、平常時からのその周知に努める。

(5) ヘリコプター臨時離着陸場の安全措置

災害時に有効な機能を有するヘリコプターの臨時離着陸場が指定緊急避難場所・指定避難所に選定されている場合は、避難住民の安全性等を考慮して避難場所・避難所と臨時離着陸場の区別等、所要の安全措置を講じておくものとする。

【資料編】ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

3. 指定避難所等の整備

(1) 安全性の確保

指定避難所に指定した施設について、耐震性や耐火性、天井等の非構造部材の耐震対策が不十分な場合は、緊急性の高いものから計画的に改修を行うよう努める。

(2) 避難誘導標識等の整備

指定緊急避難場所・指定避難所への避難経路等について、災害時に住民が判断しやすいように標識の設置等に努めるとともに、平時から地域住民への周知徹底を図り、災害時に住民が円滑な避難行動ができるよう支援を行う。

なお、指定緊急避難場所への誘導標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、標識の見方について住民への周知に努める。

(3) 食糧・資機材等の備蓄

ア 指定避難所に指定した施設については、避難生活に必要な物資の備蓄スペースについて調査を行い、必要に応じ県の補助金制度の利用も検討し、備蓄倉庫の整備など備蓄スペースの確保に努める。

イ 指定避難所又はその近傍で、食料（アレルギー対応食品含む。）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ、マット、間仕切り等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保に努める。

(4) 避難生活に備えた施設等の改善

ア 指定避難所において貯水槽、井戸、非常用電源、通信機器（公衆無線LAN等）のほか、換気、照明、空調、洋式トイレ、多目的トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の整備を図る。

イ 避難所としての利用が想定される公共施設を新設又は大規模な改修工事を実施する際には、設計段階で災害時の使い方についても検討するよう努め、備蓄のためのスペースや通信機器の整備等を進める。

ウ 高齢者、障がい者、傷病者など車椅子や杖を使用することを前提にしたバリアフリー対応の施設を整備するほか、福祉避難室、救護スペース等を確保する。また、被災地域外の地域

にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるための災害協定を推進するなど、多様な避難所の確保に努める。

- エ 避難の長期化等を想定し、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設けるように努める。トイレ、更衣室、入浴設備等については、鍵の設置や十分な照明の配置など女性や子供が安全に安心して利用できる環境整備に努める。また、家庭動物の受け入れスペースの確保に努める。

4. 家庭動物対策

市は、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、家庭動物がケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、家庭動物用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう住民等に普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるように迷子札の装着等を促進する。

5. 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ア 市は、災害の状況により必要に応じて避難所を円滑に開設する体制を整備する。
- イ 避難所の運営は、自治会や自主防災組織等の地元住民が主体的に実施できるよう、平時から「避難所開設・運営マニュアル」に基づく避難所運営委員会の整備を促進する。
- ウ 市は、避難所の開設・運営のための職員を派遣するものとし、事前に各避難所への派遣職員（避難所直行職員）を定めておくものとする。派遣職員の選定にあたっては、避難所への参集時間等を考慮するほか、男性女性両方の職員を選ぶように努める。

(2) 避難所の運営

- ア 収容された住民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所に、運営主体となる自治会又は自主防災組織を割り当てておく。

避難所の運営には、男性・女性が共に役員等の責任ある立場で参画することで、男女双方の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮する。

- イ 突発的な災害に備え、住民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に、住民による避難所の開設方法や鍵の貸与等について自主防災組織や自治会の役員と調整を図る。
- ウ 住民による自主的な避難所運営が図られるよう自治会、自主防災組織に「避難所開設・運営マニュアル」を周知し、必要な知識等の普及・啓発に努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。

また、住民、自治会、自主防災組織、施設管理者等による避難所運営の実動訓練やイメージトレーニング等を促進し、避難所ごとの運営マニュアルの整備を図る。

- エ 施設を避難所のほかに救護所や物資集積等の拠点に指定する場合には、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努める。

- オ 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

- カ あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。

- キ 市及び避難所運営委員会は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

(3) 指定管理者との連携

市は、指定管理施設が指定避難所及び指定緊急避難場所の場合、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担、連携方法、使用可能なスペース・設備・備品、備蓄品の保管方法、費用負担、平時の訓練等について協議し、災害協定等を整備する。

6. 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地は、居住する被災者の生活環境をできるだけ考慮し、次のような基準から公有地等を確保する。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | ライフラインの確保が容易な場所 |
| イ | 災害危険性が低く、保健衛生上適当な場所 |
| ウ | 住環境、交通の便を考慮した場所 |
| エ | 被災前の住居地域と隔離していない場所 |
| オ | 学校教育施設、保育園以外の場所 |

【資料編】仮設住宅建設候補地

第9節 給水体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 飲料水の確保	危機管理課、上下水道課
2. 非常用水源の保全・確保計画	危機管理課、上下水道課、環境課
3. 民間の井戸の活用	危機管理課、環境課

地震による給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。
なお、本市の上下水道は市外の施設と密接に連携しており、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意して対策を進める。

1. 飲料水の確保

(1) 市の対策

- ア 被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・拡充を図る。
- イ 管路施設の耐震化を計画的に行うと共に、隣接事業者との緊急連絡管について適正な保守を行う。
- ウ 応急給水は、計画水量を確保できない事が予想されるため、あらかじめ給水先の優先順位を定めておく。
- エ 県企業局との「応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書」を踏まえ、県から貸与されたスタンドパイプの取り扱い訓練を、応急給水を行う市職員等に行う。

2. 非常用水源の保全・確保計画

(1) 非常用水源の確保

非常用水源として避難所となる全ての小学校に耐震性非常用井戸の整備を行い、定期的な水質検査、及び適正な保守を行う。また、停電時に井戸を稼働するために必要な燃料の補給体制を確保するほか、商用電力に未接続の非常用井戸を商用電力が利用できるように整備を行う。

また、市内等の大口径私設井戸に関する非常時の協力体制の確立に努める。（対象施設：日本中央競馬会競馬学校、船橋カントリークラブ、白井第二工業団地水道組合、海上自衛隊下総教育航空群、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、印西地区消防組合牧の原消防署）

(2) 応援体制

- 市で行う飲料水の供給対策が限界になった場合に備え、他の水道事業者との応援体制の整備を行う。
- ア 県営水道との緊急連絡管を利用した、市営水道区域への配水。
 - イ 隣接水道事業者からの運搬給水要請。

3. 民間の井戸の活用

市は民間の井戸を調査し、必要に応じて災害時協力井戸として登録することを検討する。

第10節 備蓄体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 備蓄・調達体制の整備	危機管理課、産業振興課
2. 供給体制の整備	危機管理課、産業振興課
3. 燃料等の確保体制の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課
4. 備蓄場所の整備	危機管理課、公共施設マネジメント課、施設管理者
震災時の食料や生活必需品の調達・供給に関し、供給体制や備蓄等についてあらかじめ整備が必要な事項を定める。また良好な保管場所を確保し、スムーズな供給体制の確立を目指す。	

1. 備蓄・調達体制の整備

災害発生直後から支援物資が届くまでの間、緊急支援的措置として供給する被災者の生活に不可欠な物資を中心に備蓄等を図る。

(1) 市による備蓄・調達体制

ア 備蓄の対象人口は、白井市防災アセスメント調査結果による2,011人（地震の発生1日後の避難者数）を基準とし、3日分の飲料水、食料と生活必需品を計画的に備蓄するものとする。また、本市の水道は他市にある浄水場から受水しており、下水道は花見川又は手賀沼の終末処理場に繋がっているため、市内の施設に被害がなくとも市外の関連施設が被災した場合には、市内全域で給排水が停止する可能性があることに留意し、飲料水、仮設トイレの備蓄については、さらなる増量を検討する。

備蓄目標量

食料(一般向け)	11,370 食	紙コップ	19,310 個
食料(要配慮者向け)	3,030 食	紙どんぶり	14,400 個
飲料水(500ml)	28,960 本	先割れスプーン	14,400 個
毛布	3,220 枚	使い捨て哺乳瓶	180 本
仮設トイレ	40 基	乳幼児用ミルク	180 食
簡易トイレ(薬剤・袋)	30,170 個	生理用品	1,660 枚
トイレトーパー	660 ロール	紙おむつ(乳幼児)	690 枚
消毒液(60ml)	700 本	おしりふきシート	6,900 枚
液体歯ミガキ(960ml)	250 本	紙おむつ(大人テープ型)	120 枚
使い捨てカイロ	6,030 個	尿漏れパット(大人テープ型)	360 枚

イ 調理器具や食器類等についても必要最小限の備蓄に努める。

ウ 乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー患者、食事制限者等の要配慮者や女性に配慮した備蓄に努める。

エ 有効期限が近づいた保存食料は、防災訓練等の住民啓発活動及びフードバンク等に活用するなど、無駄にしないよう措置を講じる。

オ 避難所での感染症対策に必要なマスク、手指等消毒薬、間仕切り等の備蓄に努める。

【資料編】主な防災備蓄物資一覧

(2) 関係機関等による備蓄・調達体制

関係機関等からの調達体制を整備し、災害時に円滑に食料品等の調達が行われるよう、各機関等との協定締結及び既存協定の運用体制の整備等に努めるものとする。

ア 災害協定

食料品や生活必需品、燃料等について流通備蓄品をできるだけ活用するため、市はより多くの市内外の小売業者や卸売業者との供給体制に関する協定の締結や既存協定の運用体制の

整備に努める。

イ 県や他市町村との広域的な相互融通体制の確立についても努める。

(3) 住民による食料品等の備蓄促進

ア 家庭においても1人当たり最低3日分、推奨1週間分の食料（調理の不要なものが望ましい）、飲料水、生活必需品を持ち出し可能な状態で備蓄すること、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方（ローリングストック）など、備蓄の必要性和備蓄に関するノウハウを併せて普及・啓発する。

イ 高齢者用、乳幼児等の食料品や身の回り品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた備蓄を行うよう周知に努める。

ウ 各事業所等においても、災害時の帰宅困難に備えて従業員用の非常食料の備蓄を行うよう啓発に努める。

2. 供給体制の整備

調達した物資等を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。

(1) 供給拠点から避難所までの輸送方法等について、輸送業者等とあらかじめ協議を行い、連絡方法、集積場所等についても調整しておく。

(2) 避難所に届いた食料等の仕分け、保管、配布等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておく。

備蓄食料については、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。

(3) 自主防災組織等は、「避難所開設・運営マニュアル」による市との役割分担に基づいて避難所での水や食糧等の配布についてあらかじめ住民に周知を図るよう努める。

(4) 市が備蓄した災害用資機材等の点検整備は、資機材を使用する関係機関、団体等と連携して定期的実施する。

(5) 食料、飲料水、生活必需品等を提供するなど災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市との間で協定を締結する等の防災施策の実施に協力するよう努める。

3. 燃料等の確保体制の整備

市は、災害時の応急対策が燃料不足により支障をきたすことのないよう、災害時における公共施設の自家発電設備、非常用井戸の発電機や公用車等の燃料確保のため、既に締結したLPガス協会との災害協定の運用体制を整備するほか、石油取扱事業者との協定締結を図る。

4. 備蓄場所の整備

市は、市有施設の新設又は大規模な改修工事を実施する際には、併せて備蓄・集積拠点の整備を検討するほか、防災拠点となる公共施設や避難所・避難場所に備蓄倉庫を整備する。

備蓄場所の配置計画にあたっては、市内を数ブロックに分け、各避難所にできるだけスムーズで安定的な供給が図れるようにする。

また、施設や機材、輸送手段、マンパワー、物流に関するノウハウを持つ民間事業者との連携についても検討する。

第11節 防災意識の向上と知識の普及

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 市職員に対して	危機管理課、人事課
2. 住民に対して	危機管理課、建築宅地課、消防組合、関係機関
3. 児童・生徒等に対して	教育委員会
4. 避難行動要支援者に対して	社会福祉課、高齢者福祉課、障害福祉課、危機管理課、関係機関
5. 施設管理者に対して	消防組合、関係機関
6. 応急手当方法の指導・普及	人事課、消防組合、関係機関

関係防災機関及び住民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、住民、事業所等に対する防災意識の向上を図るとともに各種防災教育を行い、災害対応力向上を図る。

1. 市職員に対して

市職員は、日常業務において常に防災に関する意識を持ち、業務を推進するよう心がけるとともに、災害時に応急対策実行の主体となることから、その責務を十分に理解し、教育訓練を行い、防災知識力や判断力、技能の向上を図るものとする。

教育訓練は、研修会、現地調査、防災訓練等によるほか、日常的にも初動マニュアルの検証等により随時行うものとする。なお、訓練内容は次の事項に関するものに重点を置く。

- (1) 市の防災対策（白井市地域防災計画、白井市業務継続計画災害編、ICT部門の業務継続計画及び各種マニュアルの習熟、災害時の各自の役割の把握、情報収集・伝達要領等）
- (2) 特殊技能の取得（応急手当の習得、防災士・被災建築物応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士資格の取得等）

2. 住民に対して

住民は日頃から「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、防災活動を行うよう市は関係機関と協力し、次の事項について意識の向上、知識の普及、過去の災害教訓の伝承を図る。

(1) 普及知識等の内容

防災知識の向上によって被害を防止あるいは軽減できることを中心に知識の普及、意識の向上を図る。

ア 災害への備え

- ・火災の予防（消火器の管理、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置等）、
- ・地震への備え（耐震診断・耐震改修、家具固定化、ブロック塀等の安全対策、地震保険の制度等）
- ・水、食料、日用品等の備蓄、非常用持出品の準備

イ 災害時の心得

地震が発生した場合において、あらかじめ各世帯で承知しておくべき次に示す知識の普及に努める。

- ・震災に関する基礎知識と、とっさの防御行動
- ・初期消火の重要性と対策方法
- ・避難する場合の携帯品や、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避

難場所及び指定避難所と避難経路の確認

- ・ 応急手当の知識
 - ・ 避難所運営への協力
 - ・ 避難所へ避難せずに自活するための備え
 - ・ 自助・共助・公助についての考え
 - ・ 帰宅困難者の心得
 - ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ウ 白井市地域防災計画の概要
特に住民に関与する部分を中心に本計画の周知に努める。
- エ 支援物資送付時の心得
他地域が被災した場合、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることなど、被災者支援に関する知識の普及に努める。
- オ 過去の災害教訓の伝承
過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、県と連携し、住民等への伝承に努める。
また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 普及等の方法

住民に対する意識の向上は以下のような方法で行うものとし、必要に応じ情報提供のための施設、機材の充実に努める。

ア 広報誌及び印刷物、メディアの活用

広報「しろい」及びハザードマップ、避難所開設・運営マニュアルなどのパンフレット等を通じ、火災発生シーズン、台風などの災害多発時期及び防災の日（9月1日）、防災とボランティアの日（1月17日）等に重点的に震災や延焼火災防止等に関する記事を掲載し、啓発を図る。

また、インターネットの活用や新聞、テレビ等のメディアの協力を得て、多角的な情報提供を図る。

イ 映画・スライド等の上映、講習会の開催等

防災についての映画、スライドの上映、防災ビデオの貸し出しに加え、防災アドバイザー等の知見を活用し、防災講習会、座談会等の開催により広く防災知識の普及向上を図る。

また、そうした機会を捉え、消火器取扱い体験といった実地の知識普及も図る。

ウ 広報車による広報活動

春秋火災予防期間及び季節的災害シーズンには、随時広報車により、地域住民に防災を意識するよう広報に努める。

3. 児童・生徒等に対して

学校においては、県が防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、防災訓練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、災害時の対応力を高めることに努める。

- (1) 児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実に努める。
- (2) 家庭や地域の消防団等と連携した防災教育及び防災訓練を実践する。
- (3) 知識を深め、災害時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- (4) 各地域の災害履歴や防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。

- (5) 教職員用の災害時対応要領を整備し、教職員研修の充実を図る。
- (6) 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の防災教育や訓練に生かす。

4. 避難行動要支援者に対して

避難行動要支援者の安全確保を図るためには、避難行動要支援者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時には地域住民の避難行動要支援者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。

このため、高齢者、障がい者等向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。また、地域住民に対しても、避難行動要支援者の安全確保への支援についてパンフレット、広報誌等により普及活動を行う。

5. 施設管理者に対して

(1) 関係機関の指導

印西地区消防組合及び関係機関は、防火管理者、防災管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、病院、社会福祉施設、老人保健施設、大規模小売店、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者等に対し、防災責任者を定めるとともに非常時の避難計画策定を定めるよう指導するものとする。

一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応、避難場所・避難所、避難経路等に関する防災意識の向上と知識の普及に努める。

(2) 危険物施設等における防災教育

危険物等を取り扱う施設の管理者は、関係法令、保安規定等、災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、避難行動要支援者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を含む避難計画に基づいた十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

特に入院患者や自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法については、印西地区消防組合等の指導を受け非常時の有効性を十分に確保する。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、各施設の特徴に応じた利用者の避難誘導対策を迅速に実施できるよう従業員に防災教育や訓練を行うとともに、日頃より避難行動における問題点がないか常に留意する。

(5) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、職員に対して災害時の対応の基礎知識や応急対策等の教育や訓練に努める。

6. 応急手当方法の指導・普及

地震発生にともない同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の第一次救護者は近くの住民となる場合が考えられる。市、印西地区消防組合は互いに協力し、住民等に対する応急手当の方法の指導を積極的に推進するよう努める。

(1) 指導推進の対象

- ア 市職員に対する指導
 - イ 地域住民（自治会、自主防災組織）に対する指導
 - ウ 中・高校生、教員に対する指導
 - エ 防災関係機関職員に対する指導
- (2) 指導推進の役割分担
- ア 印西地区消防組合
 - (ア) 救命講習会の推進
 - (イ) イベント等の企画、開催
 - イ 日本赤十字社
 - (ア) 救急法講習会
 - (イ) 幼児安全法講習会
 - (ウ) 災害救援ボランティア講習の推進

第12節 防災訓練の充実

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 防災訓練の充実	危機管理課、各課、関係機関
2. 防災訓練の種別	危機管理課、消防団、消防組合、関係機関、事業所
3. 訓練の実施と事後評価	危機管理課、消防組合、関係機関

市及び関係機関は、震災発生時における行動の確認、関係機関及び住民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。

1. 防災訓練の充実

震災時における防災対応能力の向上を図るため、防災関係機関及び地域の自主防災組織等との連携と、住民との協力体制の確立に重点を置いた総合防災訓練や各個別訓練を実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

特に、避難所の運営については、災害時に住民が主体となって運営できるよう、平時から運営体制を構築し、避難者、地域住民、市等の役割分担を明確化する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2. 防災訓練の種別

(1) 市が実施する主な実動訓練

ア 総合防災訓練

防災関係機関、ライフライン事業者、地域住民等が参加し、被害情報の収集、救出救護、災害医療活動及びライフライン復旧及び地域住民を対象とした防災啓発まで含めた総合的な実動訓練を実施する。

イ 各個別訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて該当する部門が関係機関と連携して実施する。

(ア) 非常参集訓練

勤務時間外の災害時における市職員の迅速かつ的確な初動体制の確保を目的とする。実施については期間をある程度特定した上、抜き打ちで行うことも検討する。

(イ) 災害対策本部設置運営訓練

震災発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施することを目的とする。

(ロ) 通信訓練

職員配信メールによる伝達・回答訓練及び近隣の自治体や関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村や関係機関の把握及び職員の通信運用習熟を目的とする。

(ハ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報収集及び伝達の迅速かつ的確な実行を目的とする。

(ニ) 災害医療救護本部設置運営訓練

震災発生時の災害医療活動における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施す

ることを目的とする。

(カ) その他

その他、ボランティアセンター開設・運営訓練等を実施する。

(2) 市が実施する主な図上訓練

あらゆる条件設定のもとで机上訓練（シミュレーション）を行い、計画の不備や課題の検証に努める。

(ア) 災害対策本部設置運営訓練

災害対策本部の設置運営、他機関との連携及び広域応援に係る図上訓練を実施する。

(イ) 地域防災計画及び各種マニュアル等による机上訓練

応急対策の実施機関は、あらゆる条件設定のもとで机上訓練（シミュレーション）を行い、計画の不備や課題の検証に努める。

(3) 住民主体の防災訓練

震災発生時において、住民が落ち着いて家族や自らの安全を確保し、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。

各家庭、自主防災組織等は、避難所開設・運営マニュアルやハザードマップなどを活用し、災害を想定した情報伝達、安否確認、避難誘導、救助救出、応急手当、避難所開設・運営等の訓練を企画、実施し、市はそれに対し積極的に支援するよう努める。

(4) 事業所等における防災訓練

各事業所等においては、収容人員等の人命保護のために防災訓練を実施するとともに、地域の構成員としての自覚のもと、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

3. 訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、訓練実施後には事後評価を行い、次の訓練及び本計画の修正に反映させるよう努める。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 訓練の実施機関は多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められるなど、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

- ・被害の想定を明らかにする
- ・通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定する
- ・訓練の実施時間（夜間等）を工夫する
- ・避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる

イ 防災関係機関と共同して、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて、地域防災計画及び各種マニュアル等の見直しを図る。

第13節 自主防災組織等の活動の推進

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 地域住民	危機管理課、消防組合
2. 事業所等	産業振興課、消防組合
震災発生時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。	

1. 地域住民

自主防災組織は、災害対策基本法第5条第1項2号の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図るため組織するもので、全市的に設立推進する。

【資料編】自主防災組織一覧

(1) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位に組織する。一般的には、町会や自治会が単位となる。

- ア 住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待されている規模であること
- イ 住民の日常生活にとって基本的な地域として一体性を有する地域であること

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

平常時の活動	災害時の活動
(ア) 情報の収集伝達体制の整備	(ア) 出火防止・初期消火の実施
(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施	(イ) 情報収集・伝達・広報
(ウ) 家庭の耐震、火気使用設備器具の点検の啓発	(ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力
(エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理	(エ) 住民に対する避難指示の伝達
(オ) 地域内の危険箇所等の状況把握	(オ) 避難誘導・避難所運営への参画
(カ) 避難場所・避難所、避難体制の確認	(カ) 給食・給水及び救援物資等の配分
(キ) 避難行動要支援者の把握、支援体制整備	(キ) 避難行動要支援者の避難支援

(3) 自主防災活動に対する市の支援体制

- ア 自治会や自主防災組織等が行う自主防災活動の円滑な運営を図るため、運営の指針となる「避難所開設・運営マニュアル」等を普及し、自主防災活動の活発化を促進する。
- イ 自治会や自主防災組織が行う自主防災活動に対し、訓練指導及び助言等を行う他、「白井市防災資機材等交付要綱」に基づき自主防災組織の設立時に資機材等の助成等を行う。
- ウ リーダー講習会等を通じて防災担当役員、各班長など活動の中核的役割を担う人材の育成に努める。また、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成を県と連携して促進する。

【資料編】白井市防災資機材等交付要綱

(4) 震災に対する知識の普及

被害を最小限にとどめるため、以下に示す震災に関する知識の普及活動を行う。

- ア 地震について的一般知識や、建物の点検、補強方法
- イ 地震発生時の心得（室内、戸外、車内、集客施設等の各場合）
- ウ 火災発生防止及び初期消火の心得
- エ 初期救助、救護の方法

- オ 避難の方法及び場所、誘導の方法等避難時における心得
- カ 非常用食料、身回り品等の準備
- キ 交通規制等、各種情報の入手方法

(5) 地区防災計画の普及、促進

地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等を定めた地区防災計画づくりを自治会、自主防災組織に普及し、計画的な防災活動を促進する。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や「地区防災計画ライブラリ」を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を周知、啓発する。

2. 事業所等

一定の数量以上の危険物を製造もしくは取扱、貯蔵するため消防法第14条の4の規定により「自衛消防組織」の設置が義務付けられている事業所、一定の数量以下であっても危険物を取り扱う事業所、多人数の利用があるとして消防法第8条の規定により「消防計画」の作成が義務付けられている事業所、及び地域の安全と密接な関連がある事業所については、従業員や利用者の安全を確保するとともに、地域の防災力向上のため自主的に自衛消防組織を編成することを推進する。

(1) 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各事業所の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
(ア) 防災訓練	(ア) 出火防止・初期消火
(イ) 従業員の防災教育	(イ) 避難誘導
(ウ) 消防用設備等の維持管理	(ウ) 負傷者の救出・救護
(エ) 市が実施する防災事業への協力	(エ) 地域の防災活動への協力

(2) 企業の事業継続

災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各種計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の策定を促進する。

市は、県、国等と連携し、企業が事業継続計画（BCP）、事業継続マネジメント（BCM）を策定するための支援を行う。

第14節 ボランティア活動体制の整備

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	社会福祉課、市社会福祉協議会、関係機関
2. ボランティア団体の連携	社会福祉課、市社会福祉協議会
3. ボランティアの養成	社会福祉課、市社会福祉協議会
4. 災害ボランティアセンターとの連携	社会福祉課、市社会福祉協議会

大規模な震災が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れができるよう、平常時からの環境整備について定める。

1. ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び毎年1月15日から1月21日に実施される「防災とボランティア週間」に実施する講演会やシンポジウムなどの行事を通じ、住民に対する普及、意識の向上に努める。

大規模な災害が発生した場合には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や白井市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター、日本赤十字社等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

2. ボランティア団体の連携

震災発生時においては、広範な分野にわたるボランティア活動が必要となることから、白井市社会福祉協議会は市の支援を得て、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう団体間の連携の強化を図っていくとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3. ボランティアの養成

白井市社会福祉協議会は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等、関係機関の指導と協力のもと、当市におけるボランティアの養成及び資質向上に努める。

また、ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるために、行政やボランティア団体等との連携や連絡調整の中心的な役割を担うボランティアコーディネーターや、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアの受付、連絡調整を行うボランティアリーダーの養成を推進する。

4. 災害ボランティアセンターとの連携

災害時に設置される災害ボランティアセンターを運営する白井市社会福祉協議会との連携強化と情報の共有化を図る。

また、社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練に参加し、災害時を想定した訓練に努める。

第15節 帰宅困難者等対策

《計画の体系・担当》

対策項目	担当部署および関係部・機関
1. 帰宅困難者等	危機管理課、関係機関
2. 一斉帰宅の抑制	危機管理課、関係機関
3. 帰宅困難者の安全確保対策	危機管理課、関係機関
4. 帰宅支援対策	危機管理課、関係機関
<p>大規模な震災が発生し、鉄道等の公共交通機関の運行に支障をきたした場合、通学・通勤などの滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が約3千人に上ると予想されるため、帰宅困難者の発生抑制及び徒歩帰宅支援等について定める。</p>	

1. 帰宅困難者等

東日本大震災では、多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一斉に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、市民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

(1) 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

白井市防災アセスメント調査結果によると、「白井市直下の地震(M7.1)」で発生すると予想されている白井市内での帰宅困難者(市民以外を含む。)は最大約3千人、市外で帰宅困難者となる市民は約1万3千人と予想されている。

2. 一斉帰宅の抑制

(1) 基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策には一斉帰宅行動の抑制が重要であることから「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動の抑制のためには、家族等との安否確認手段の確保が必要であり、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板(web171)、SNS等の安否確認手段について普及・啓発を行う。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページ等の活用により情報提供を行う体制を整備する。

また、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、ポータルサイト、SNS等による

情報提供についても検討を行う。

(4) 一時滞在施設の確保と周知

県及び市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮して駅周辺の滞留者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を選定し、災害時の開設、運用体制を整備する。

また、一時滞在施設を周知するとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

3. 帰宅困難者の安全確保対策

(1) 企業、学校などにおける施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の徹底のため、企業、学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒等を安全に待機させる場所の整備や、3日分の飲料水、食料及び生活物資の確保、並びに安否確認手段の確保などの対策を要請する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるように要請する。

4. 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県は、千葉県帰宅困難者等対策連絡会議において選定した帰宅支援対象道路について、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果を踏まえ、周辺都県市と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県及び市は、県内で店舗を営む事業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保し、認知度向上のため、事業者と連携してホームページや広報誌などにより広報を行う。

(3) 特設公衆電話の事前配備

帰宅困難者の連絡手段確保のため、災害時の避難施設等で無料で利用できる特設公衆電話の事前配備と広報を推進する。